

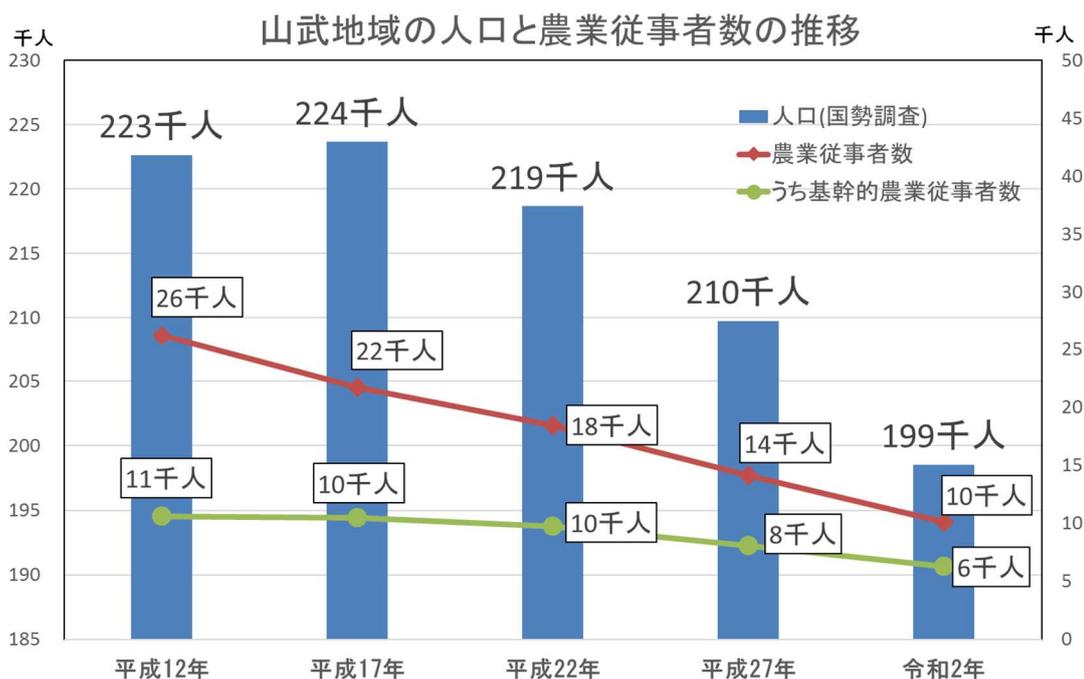
第2章 地域農林業を取り巻く現状及び環境の変化

第1節 地域の概況

山武農業事務所が管轄する山武地域は県の中央東部に位置し、3市3町の自治体により構成されています。

地域の総面積は県土面積の8.3%に当たる428.7平方キロメートル(42,868ha)であり、太平洋に面した平坦な九十九里平野と、北西部のなだらかな下総台地からなり、年間平均気温15.7度、年間降水量平均1,528mmの温暖な海洋性気候で、農林業に適した土地です。また、圏央道、千葉東金道路、成田空港といった輸送インフラが近郊に整備され、農畜産物の大消費地である東京都の中央卸売市場大田市場や東京食肉市場までは70km程度(トラック便で2時間弱、有料道路利用では1時間程度)、海外への玄関口である成田空港へは30km程度(トラック便で45分程度)と、農畜産物の輸送にも利便性が高い場所に位置しています。

直近の令和2年の国勢調査によれば、地域全体の人口は県人口の3.2%に当たる19万9千人で、15歳から65歳未満の生産年齢人口は11万2千人、65歳以上の高齢者人口は6万8千人です。10年前の平成22年の国勢調査では総人口21万9千人、生産年齢人口は13万9千人、高齢者人口は5万3千人でしたので、地域経済を担う生産年齢人口の減少と高齢化は進展しており、今後の地域経済の維持・発展に向けた取組が求められています。



第2節 地域農林業の動向

地域の農業は、前述の温暖な気候と首都圏内という恵まれた立地により、九十九里平野では、稲作を中心に露地野菜では地域特産のねぎ、施設野菜ではトマト、きゅうり、なす、いちご等が、下総台地の畑地帯では、にんじんを中心とした露地野菜を主体に、施設野菜、花卉などが主要農産物となっています。畜産は、酪農、肉牛、養豚、採卵鶏などが経営されています。

令和元年の農業産出額^{※1}は436億円で、県全体の11%を占め、県内第4位の農業が盛んな地域です。

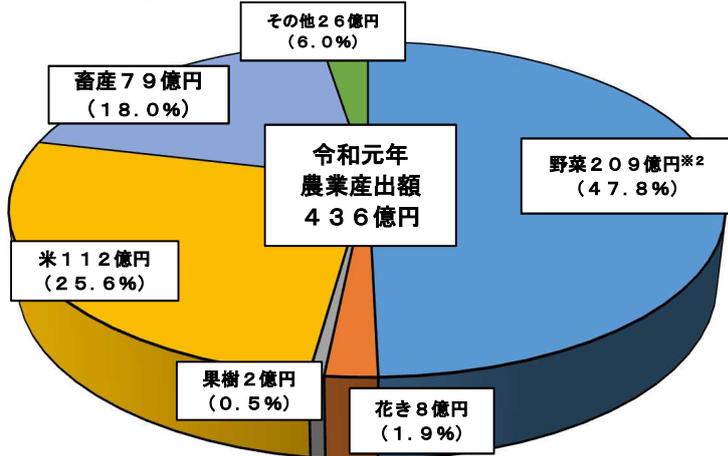
部門別では、野菜209億円^{※2}（47.8%）^{※3}、米112億円（25.6%）、畜産79億円（18.0%）などとなっており、野菜・花卉・果樹の園芸部門が220億円（50.3%）と過半を占めています。

※1 農林水産省「令和元年市町村別農業産出額（推計）」

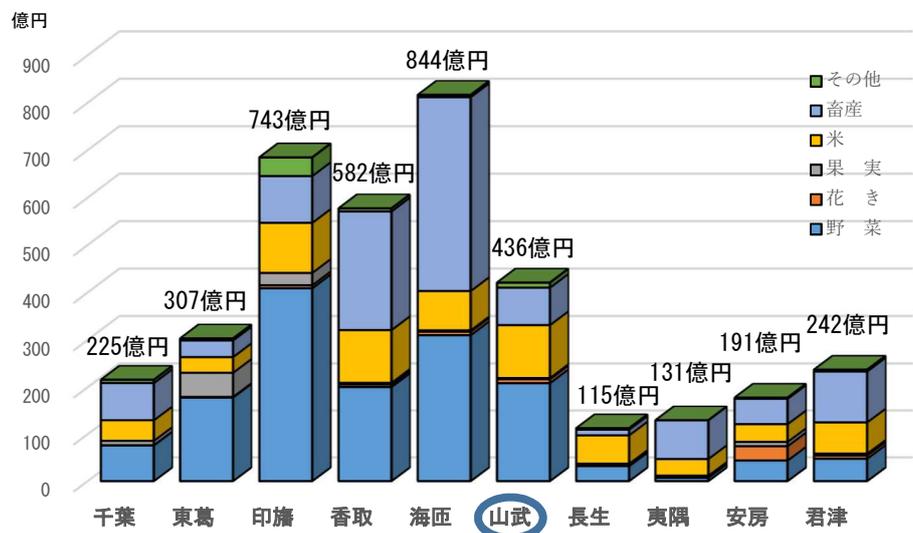
※2 野菜の額にはいも類3.7億円を含んでいます

※3 割合は四捨五入しているため合計が100%になりません

山武地域の農業産出額・割合（令和元年）



地域別農業産出額（令和元年）

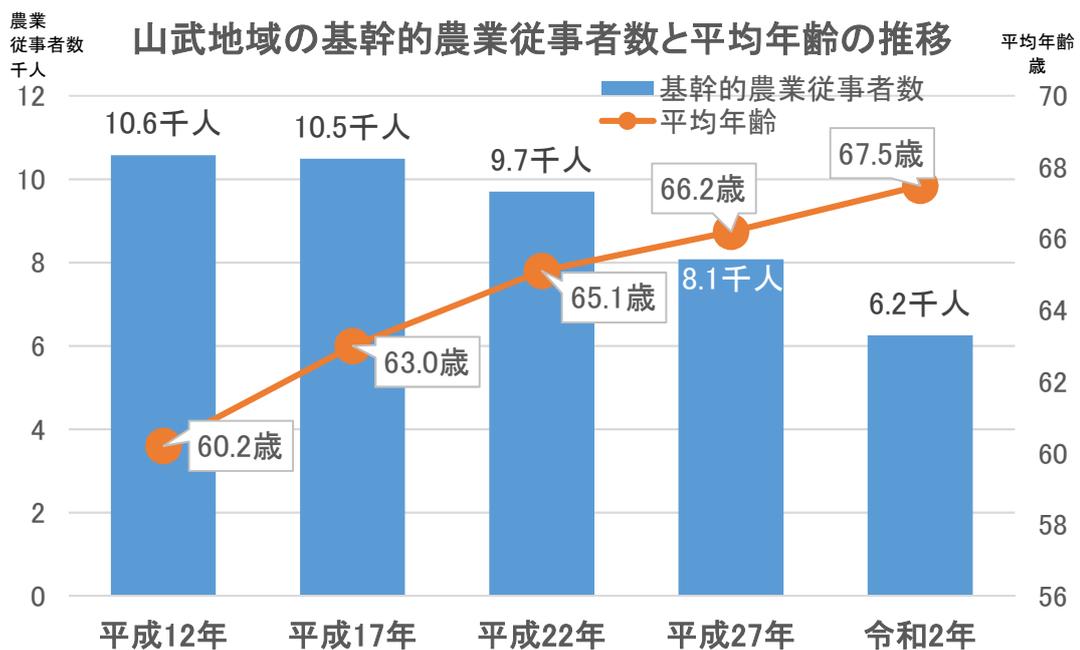
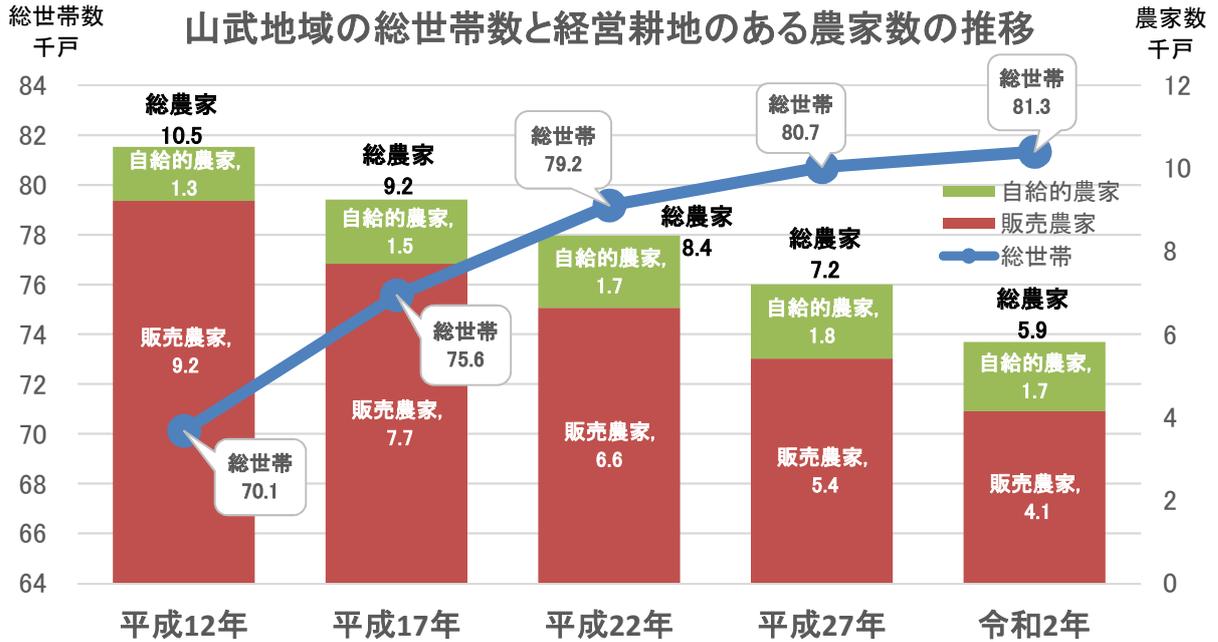


第3節 地域農林業を取り巻く環境の変化

1 山武地域の担い手の現状

(1) 経営体・従事者の減少

農林業センサスによれば、販売のある農業経営体数は平成22年から10年後の令和2年にかけて約37%減少しています。また、農業従事者数は平成22年から10年後の令和2年にかけて約35%減少するとともに高齢化率が上昇しています。



(2) 規模拡大・法人化・認定農業者の状況

3ha以上の経営耕地面積を持つ農業経営体の割合は、平成22年には14.2%（全県では11%）でしたが、令和2年には21.5%（全県では16.4%）と、農業経営体当たりの規模拡大は進展しています。

また、平成22年において法人化していた農業経営体は85経営体でしたが、令和2年には97経営体と12経営体増加しています。

さらに、平成22年3月末における認定農業者数は772経営体でしたが、令和2年3月末には822経営体と認定農業者は50経営体増加しているとともに、その経営基盤となる耕作地も地域外の他市町村への進出が増えています。

(3) 新規就農

平成28年から令和2年までの5年間の新規就農者は192名であり、毎年、38名程度が就農しています。

各市町が国の助成を受けて新規就農者を支援する「農業次世代人材投資事業」では、令和2年までの5年間で35名（年平均7名）が事業による交付金を受けて就農しています。

(4) 人・農地プラン

平成24年に開始された「人・農地プラン」は、地域での話し合いをもとに中心的な農業経営体へ農地を集積し、持続可能な地域農業の発展を図る仕組みですが、令和3年度末までには3市3町の50地区で人・農地プランが作成され、農地を集積すべき中心経営体のリストが地域の合意のもとに作られています。

(5) スマート農業

水稲経営、施設園芸や畜産経営では情報通信技術（ICT）を活用したスマート農業技術の導入が進んでおり、農作業の省力化の他、作物や家畜の成長量や行動をデータ化することにより、農畜産物の増産にも役立っています。

2 農地の確保と担い手への農地集積

(1) 担い手への農地集積の状況と荒廃農地の状況

令和2年度末における山武地域の耕地面積は17,169haで、平成27年の耕地面積17,464haから295ha減少しました。

認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織や市町基本構想達成者等の4種類の担い手への農地の集積率は26.3%と平成27年の21.5%から約5ポイント向上しました。

令和2年の山武地域の荒廃農地面積^{*}は約382haであり、平成27年の約978haから596ha縮小しています。

^{*}「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領」に基づき、市町村及び農業委員会が現地調査等を実施。

3 生産物及び生産工程の安全・安心の確保

消費者の皆さんが安全な食品を安心して消費できるようにするため、農業事務所では「米トレーサビリティ法」に基づく米穀集荷事業者への立ち入り検査と「食品表示法」に基づく食品販売事業者への立ち入り検査を実施しているほか、産地や生産者に対する「GAP（農業生産工程管理）」の周知と取組の推進、6次産業化に取り組む生産者や直売所等に対する「HACCP」の周知を実施しています。

4 農業・農村の有する多面的機能の発揮

地域共同での農地の多面的機能を支える活動や農地・水路・農道などの質的向上を図る活動を「多面的機能支払交付金制度」により支援しています。令和3年度までに山武地域では管内全市町の57組織で実施されています。

5 鳥獣被害

山武地域の野生鳥獣による農作物被害額は、平成28年度には760万円、ピークの平成30年度には被害額が970万円に上りましたが、令和2年度には地域の被害防止等の取組の効果もあり890万円に抑えられました。農業事務所では市町の実施する有害鳥獣の駆除や、地域ぐるみで行う防護柵の敷設などを支援しています。

6 病害虫・家畜伝染病・自然災害などリスクの増大への対応

令和3年までに、山武地域の全市町^{*}の水田でスクミリンゴガイ（通称ジャンボタニシ）の発生が確認されており、水稻生育初期の食害による減収が問題化しています。

また、隣接地域の水系では、水利施設への悪影響や水田作に耕作障害を及ぼすナガ

エツルノゲイトウ、オオバナミズキンバイやカワヒバリガイの発生が報告されており、山武地域への侵入の防止と拡散の防止が喫緊の課題となっています。

※芝山町では平成30～令和元年に一部の水田で発生が確認されましたが、早期の防除を実施したことにより、令和3年には発生は確認されていません。

露地野菜では、ネギ黒腐菌核病やニンジンしみ腐病、乾腐病といった連作による病害が発生し、産地の生産量が減少しており問題化しています。

また、令和3年度には、九州地方の産地に大きな被害を与えた「サツマイモ基腐病」が県内へ苗として持ち込まれ、サツマイモ生産者に大きな動揺を与えました。



水田の取水口に産付けられたスクミリンゴガイの卵

畜産では、令和2年度に高病原性鳥インフルエンザは県内で13事例の発生があり、うち1件は山武管内の農場でした。令和3年度にも3事例が発生し、いずれも発生農場ばかりでなく移動制限による近隣農場の経済的打撃が大きいことから、日頃の各農場における防疫対策と関係機関の連携体制をさらに強化する必要があります。

自然災害では、令和元年房総半島台風等の影響による農林業の被害額は県全体で合計約706億7,800万円（水産除く）でした。この台風では風水害といった直接的な影響のほか、倒木等が原因の停電による営農施設・設備の停止が被害を拡大しました。



令和元年房総半島台風での被害

また、強風により破損・倒壊した園芸用ハウスの復旧などが全て終了するまでにはおよそ2年を要しました。

7 新型コロナウイルス感染症の農業への影響

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、外食を控えたり飲食店に営業の自粛が求められたことから、近年の米の消費量減少傾向に加えて業務用米の需要が減少して

米価が大きく下落し（農林水産省の令和3年10月調査では、県産米は対前年比15～20%下落）、多くの稲作農家の経営に影響を与えました。また、催事等の自粛による花き生産者の売上の減少や、山武地域でも多く経営されているいちごの摘み取り園では、消費者の外出自粛により来園者数が伸びず、売り上げに大きく影響しました。

8 森林・林業を取り巻く状況の変化

令和2年度における山武地域の森林面積は8,158ha、森林率は19.0%で県平均の森林率30.1%を下回っています。人工林の面積は5,218haで、その割合は64.0%となっており、県平均の39.1%を大きく上回っています。

近年では、記録的な豪雨や台風等の自然災害が頻発しており、森林の持つ国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止といった公益的機能の重要性が増しています。

このような中、「所有者が不明」「境界が不明確」「管理が適切に行われない」といった森林の増加が問題となっていたことから、林業の成長産業化の実現と森林資源の適切な管理の両立を図ることを目指し、平成31年4月に「森林経営管理法」が施行され、森林経営管理制度がスタートしました。

また、パリ協定の枠組みの下における温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から、平成31年4月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が施行され、令和元年度から森林環境譲与税の譲与が開始されています。

さらに令和3年には、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大を起因としたウッドショック（木材不足、価格高騰）と呼ばれる現象も起きています。

森林・林業を取り巻く状況は、近年大きく変化しており、その対応が求められています。

第4節 農業政策の動き

1 新たな食料・農業・農村基本計画の公表

令和2年3月に国が新たに公表した食料・農業・農村基本計画では“消費者や実需者ニーズに即した施策”、“食料安全保障の確立と農業・農村の重要性の国民的合意形成”、“農業の持続性確保に向けた人材育成・確保と生産基盤の強化に向けた施策の展開”、“スマート農業の加速化と農業DXの推進”、“地域政策の総合化と多面

的機能の維持・発揮”、“災害や家畜疾病等、気候変動といったリスクへの対応強化”、“農業・農村の所得増大に向けた施策推進”、“SDGsを契機とした持続可能な取組を後押しする施策”等へ取り組んでいくことが示されました。

2 スマート農業の進展

前述の食料・農業・農村基本計画に即して、国は今後の農業者の高齢化や労働力不足に対応しつつ、生産性を向上させ、農業を成長産業にしていくためスマート農業の社会実装の加速化に取り組んでいくこととしています。

県も令和2年12月に「千葉県スマート農業推進方針」を策定。地域の状況を踏まえ、水稻、施設野菜など営農類型や経営規模等に応じた17種類の農業経営について、スマート農業技術を取り入れた将来像を提示しています。

3 農林水産物・食品の輸出の新たな戦略

政府の輸出額目標である2025年に2兆円、2030年に5兆円を達成するため、令和2年12月に政府の農林水産業・地域の活力創造本部において「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」が決定され、日本の強みを生かした品目をマーケットインの発想で、省庁の垣根を超え政府一体として農林事業者を後押しすることとされました。

一方、県では平成27年7月に「千葉県農林水産物の輸出促進ガイドライン」を策定し、“輸出意欲のある産地の掘り起こし”“海外マーケット調査”“ビジネスマッチングや試験輸出”“産地の体制整備や輸出拠点整備”に取り組んできました。令和4年度以降はこのガイドラインを県農林水産業振興計画に統合し、千葉県の強みを生かした輸出促進に取り組んでいくこととしています。山武地域においても、令和3年度までにコメの輸出の取組がはじまっており、令和7年までには年間約30トンの輸出が予定されています。

4 6次産業化・地産地消の推進

農林漁業者による加工・販売等の「6次産業化」の施策と、地域農林水産物の利用を促進する「地産地消等」関連施策を総合的に推進することによる農林漁業の振興等を目指し、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林

水産物の利用促進に関する法律」(六次産業化・地産地消法)が平成22年12月3日に公布されました。また、平成23年3月14日には農林水産省が、農林漁業経営の改善を図るための農林漁業及び関連事業の総合化並びに地産地消促進に関する施策の基本的な方針として「農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針」を定めました。

県においても、農林漁業者が自ら取り組む6次産業化の取組を推進することで農林漁業者の「所得向上」、「経営の安定化」や「農林漁業の魅力向上」などを図るため、平成28年3月16日に「千葉県の農林漁業における6次産業化の推進方策」(県6次産業化戦略)を策定しました。また、農林業の持続的かつ健全な発展、農山漁村の活力再生、消費者利益の増進などを目的とした地域農林水産物の利用促進についての計画「県地産地消促進計画」として「千葉県農林水産業振興計画」を位置づけています。

5 食育の推進

令和3年3月に国が公表した「第4次食育推進基本計画」では、SDGs(持続可能な開発目標)の考え方を踏まえて“生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進”、“持続可能な食を支える食育の推進”、“「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進”の三つに重点をおいた取組を行うことが示されました。

県でも令和4年度に策定した「第4次千葉県食育推進計画」により、全国有数の農林水産業が盛んなわが県の特徴を生かし、生産から食卓まで「食のつながり」を意識した食育の推進方針を示しています。

6 SDGs(持続可能な開発目標)に配慮した農業施策の展開

令和3年5月に国は「みどりの食料システム戦略」を公表し、革新的な技術・生産体系の順次開発と社会実装により、令和32年までに農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現、化学農薬や化学肥料の使用量の低減、有機農業の取組面積の拡大、食品製造業の労働生産性の向上、持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現等を目指すこととした施策の展開を示しました。

県においても令和3年1月に策定した「第3次千葉県有機農業推進計画」により、地球温暖化防止や生物多様性保全に高い効果を示す有機農業を推進する施策の方向性を示しています。

なお、本方針に掲げる施策とSDGsの目標との関連は次表のとおりです。

17の目標と ターゲット	 1 貧困をなくそう	 2 飢餓をゼロに	 3 すべての人に健康と福祉を	 4 質の高い教育をみんなに	 5 ジェンダー平等を推進しよう	 6 安全な水とトイレを世界中に	 7 持続可能なエネルギーを	 8 働きがいも経済成長も	 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
基本施策		2.3 2.4 2.5	3.9	4.3 4.4 4.7	5.5			8.2 8.3 8.5	9.1 9.4
次世代を担う 人材の育成・確保		○		○	○			○	
農林業の 成長力の強化		○	○					○	○
市場動向を捉えた 販売力の強化		○		○				○	○
地域の特色を生かした 農村の活性化								○	
災害等への 危機管理の強化		○							○

17の目標と ターゲット	 10 人や国の不平等をなくそう	 11 持続可能な都市とコミュニティを	 12 つるもつる消費と生産	 13 気候変動に具体的な対策を	 14 海の豊かさを守ろう	 15 陸の豊かさも守ろう	 16 平和と公正をすべての人に	 17 パートナリシップで目標を達成しよう
基本施策	10.2	11.7 11.a 11.b	12.3 12.4 12.5 12.8	13.1 13.3	14.1	15.1 15.2 15.6 15.8		17.17
次世代を担う 人材の育成・確保	○			○		○		○
農林業の 成長力の強化			○	○	○	○		○
市場動向を捉えた 販売力の強化			○					○
地域の特色を生かした 農村の活性化		○	○			○		○
災害等への 危機管理の強化		○		○		○		○